

東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会意見

1 科学的根拠に基づくがん検診の実施

がん死亡率減少効果と不利益の対比の観点から、国の指針で推奨されたがん検診手法を東京都でも推奨しています。

東京都においては、都内自治体の皆様の御協力の下、指針外検診が減少傾向にあります。指針外検診を実施している自治体につきましては、指針に沿ったがん検診の適切な実施をお願いします。

【貴自治体で実施している指針外の検査項目及び対象者】

がんの種類	指針外の検査項目及び対象者等	理由	がん部会からの意見
胃	胃部 X 線 (30～39 歳)	指針外の対象者への検診に該当するため	検診対象者の見直しを御検討ください。
	ペプシノゲン検査及びヘリコバクターピロリ抗体検査(40～49 歳で、過去にピロリ菌の除菌を受けたことがある方、過去に同内容の検査を受けたことがある方、医師が受けることが適当でないと判断した方は除く)	指針外の方法に該当するため	死亡率減少効果を示す証拠が不十分であるため、対策型検診として実施することは勧められません。検診方法の変更を御検討ください。
大腸	便潜血二日法 (30～39 歳)	指針外の対象者への検診に該当するため	検診対象者の見直しを御検討ください。
子宮頸	HPV 検査自己採取 (20、23、24 歳)	指針外の方法及び対象者への検診に該当するため	HPV 検査単独法による検診を実施する場合は、HPV 陽性者に対する長期の追跡調査を含む適切な精度管理体制を構築することが必須です。 国の指針及び国立がん研究センターのガイドラインでは、20 歳代への HPV 検査単独法の実施は推奨されておらず、検体採取は医師採取が原則です。実施の見直しをご検討ください。
その他	前立腺がん関連検査	指針外のがん検診の種類に該当するため	死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、対策型検診として実施することは推奨されておりません。利益と不利益のバランスを踏まえた上で、今後の実施の見直しを御検討ください。

作成元：令和 6 年度実施「東京都におけるがん検診精度管理評価事業」実施状況調査(令和 6 年度検診実施分)

※「指針外の検査項目及び対象者等」には、国の指針で示されている以外の検査項目や対象者等に
検診を実施している場合、その内容を記載しています。

※指針外検診の問題点については、参考資料 1 を御覧ください。

○指針で定める区市町村で実施するがん検診の内容（令和 6 年 2 月一部改正）

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は 胃内視鏡検査のいずれか	50 歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査に ついては 40 歳以上に対し実施可	2 年に 1 回 ※当分の間、胃部エックス線検査 については年 1 回実施可
肺がん検診	質問（問診）、胸部エックス線検査及び 喀痰細胞診	40 歳以上 ※喀痰細胞診については原則として 50 歳以上の重喫煙者（喫煙指数 600 以上の者）のみ	年 1 回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40 歳以上	年 1 回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20 歳代	2 年に 1 回
	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	30 歳以上	2 年に 1 回
	問診、視診及び HPV 検査単独法 ※実施体制が整った自治体で選択可能		5 年に 1 回 ※罹患リスクが高い者については 1 年後に受診
乳がん検診	質問（問診）及び乳房エックス線検査 （マンモグラフィ） ※単独では視診、触診は推奨しない	40 歳以上	2 年に 1 回

厚生労働省ホームページより引用（一部改変）

《科学的根拠に基づくがん検診に関する参考資料》

（１）各がん検診の推奨される方法とその根拠【参考資料 1】

- ①：「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン 2014 年度版」「胃がん検診の推奨グレード」
- ②：「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン」「肺がん検診の推奨レベル」
- ③：「有効性評価に基づく大腸がん検診ガイドライン 2024 年度版」「大腸がん検診の推奨レベル」
- ④：「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 更新版」「子宮頸がん検診の推奨グレード」
- ⑤：「有効性評価に基づく乳がん検診ガイドライン 2013 年度版」「乳がん検診【推奨のまとめ】」
- ⑥：「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン」

「有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドライン ERSPC・PLCO に関する更新ステートメント」
「前立腺がん検診の推奨グレード」

（２）国立がん研究センター社会と健康研究センターホームページ「がん検診の有効性評価」

<http://canscreen.ncc.go.jp/assessment/index.html>

2 その他

（１）東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添）において、都道府県はがん等の動向を把握し、また市町村、検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために協議会を設置するものとしており、東京都では当該協議会設置の上、がん検診に係る評価を行うためにがん部会を設置しています。

これまでの部会の議事録は下記にて公表しています。

○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> 東京都の取組について：区市町村・医療機関向け事業>生活習慣病検診管理指導協議会
<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/>

(2) 「東京都がん検診精度管理評価事業」について

東京都では、区市町村が行うがん検診における精度管理を充実させるとともに、東京都全体のがん検診事業の評価を行い、もってより精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的に、「東京都がん検診精度管理評価事業」を実施しています。

毎年夏から秋にかけてがん検診の実施状況等について調査を行い、がん部会での評価を経て結果をホームページに公表しています。

○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」>がん検診に関する統計や調査について：がん検診の統計データ・調査>統計データ(受診率・検診受診率等)のページで公表しています。

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/toukei/data/>